

#### IV その他の支援

- 1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援 ア 市が窓口又は実施主体となる支援

##### (4) 納税の相談

支援内容	市税（料）徴収にあたり、国税徴収法及び地方税法に基づく対応と、新型コロナウイルスの影響により納税に支障が生じた方について、個別相談に応じます。
対象者	・新型コロナウイルス感染症の影響により事業について著しく損失を受けた者など
相談に必要なもの	・昨年度と今年度の収入状況が分かるもの ・資産状況が分かるものなど
受付場所及び受付時間	受付場所：津山市税務部納税課 津山市山北520（津山市役所本庁舎2階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。） 午後5時15分～午後7時（金曜夜間窓口） 午前9時～午後1時（日曜納税窓口）
問い合わせ先（申請先）	津山市税務部納税課 （電話）0868-32-2014
備考	